

東大和市立小学校におけるいじめの重大事態に関する調査の結果について

I はじめに

1 いじめの重大事態について

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、次に掲げる場合にはその事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされています。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 いじめの重大事態調査を実施する目的について

文部科学省が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月策定、令和6年8月改訂。以下、「文科省ガイドライン」という。）において、重大事態調査の目的については、「対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを行うことを目的とした調査である。」としています。

また、「この調査が、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではない。」ことや、「調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。」とも示されています。

東大和市教育委員会では、東大和市いじめ防止対策推進条例（令和元年12月20日条例第19号）第3条で規定している基本理念の実現に向けて、いじめの事実解明のみならず、学校や教育委員会の対応の検証を行い、同種の事態の再発防止やいじめ防止等の取組の徹底を図るため、いじめ重大事態に関する調査結果を公表いたします。

II 調査の結果について

1 当該事案の概要

(1) いじめの様態

令和6年12月4日（水）午後1時10分頃、学校付近の路上において、当該事案に関わりのある児童（以下、「関係児童」という。）は、いじめにより重大な被害が生じた児童（以下、「対象児童」という。）の後ろから、対象児童のランドセルのかぶせを両手で左右からつかみ、対象児童の身体が2回転するように振り回した後、手を放し、対象児童を転倒させた。対象児童は、転倒した際に、縁石に前頭部をぶつけ、前頭筋損傷及び顔面神経側頭枝損傷を負った。その結果、右側こめかみ付近を約4cmに渡り8針縫合する処置を受け、回復までにおよそ6か月を要した。

(2) 認知に至った経緯

令和6年12月4日（水）午後1時20分頃、副校長は、帰宅途中の教諭から電話連絡を受け、当該事案が発生した現場に駆け付けた。同日、校長は、対象児童の保護者から、本件について警察に被害届を出し、保護者間での対応とする方向性であることを伝えられたため、学校における児童への聴き取りや指導は行わず、見守りを継続することとした。

令和7年2月21日（金）、校長は、対象児童の保護者から、「いじめの重大事態」の訴えを受けた。

令和7年2月28日（金）、校長は、本件をいじめと認知し、いじめの重大事態の疑いとして市教育委員会に報告した。

2 調査について

(1) 調査期間

令和7年3月10日（月）から令和7年8月28日（木）まで

※ 令和7年7月7日（金）に、東大和市教育委員会教育長に重大事態の発生報告書を提出し、引き続き、教員を対象とした校内調査を実施した。

(2) 調査組織の構成

ア 調査組織の主体

当該校

イ 調査委員

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、学級担任、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、公認心理師

(3) 調査の内容

ア 令和6年12月4日の件について、主幹教諭、教諭、民生児童委員による対象児童への聴き取りを行った。

イ 令和6年12月4日の件及び12月4日までの件について、スクールソーシャルワーカー、主幹教諭、教諭による関係児童への聴き取りを行った。

ウ 令和6年12月4日の対象児童と関係児童の状況やその日の学校の対応について、校長

による当該事案発生現場付近にある店舗の職員への聴き取りを行った。

エ 校長、副校長、主幹教諭、教諭による当該事案発生現場付近の視察を行った。

オ 調査資料の整理や分析を行った。

カ 公認心理師、スクールソーシャルワーカーによる前校長、副校長、主幹教諭、教諭への聴き取りを行った。

3 当該事案の事実経過

- (1) 令和6年6月21日（金）午後3時頃、対象児童は、当該校付近の販売店の扉を開けて大きな声で挨拶をすることを強要され、走って逃げる際に転倒して負傷した。
- (2) 令和6年9月初旬、対象児童が当該校の図書室で借りていた本2冊が一時紛失した。
- (3) 令和6年9月17日（火）、対象児童の1人1台端末が、所定の位置から移動され、端末を保管するラックの後ろのカーテンの影に置かれていた。
- (4) 令和6年10月2日（水）午後、対象児童が当該校区内の公園で遊んでいる際に、笑われたり、煽られたり、からかわれたりした。
- (5) 令和6年10月頃、関係児童が作成した当該児童を誹謗中傷するためのSNS内のグループに、対象児童を誹謗中傷する内容が書き込まれた。
- (6) 令和6年12月4日（水）午後1時頃、関係児童らが対象児童を待ち伏せ、学校付近の路上において、対象児童のランドセルのかぶせを両手で左右からつかみ、対象児童の身体が2回転するように振り回した後、手を放し、対象児童を転倒させた。対象児童は、転倒した際に、縁石に前頭部をぶつけ、前頭筋損傷及び顔面神経側頭枝損傷を負った。その結果、右側こめかみ付近を約4cmに渡り8針縫合する処置を受け、回復までにおよそ6か月を要した。また、継続的に通院しており、後遺障害として、右前額部の傷跡が残ること、さらに右眉毛部外側を挙上する動作に困難が残る可能性がある状態との診断を受けた。

4 当該事案の所見

- (1) 令和6年12月4日（水）午後1時10分頃、当該児童が関係児童に後ろからランドセルを掴まれ、身体を振り回されたことにより転倒し、額裂傷の傷害を負った事案は事実であり、いじめの重大事態であると判断する。
- (2) 令和6年6月21日（金）から12月4日（水）までの間、当該児童が関係児童を含む同学年の児童らとの間で心身の苦痛を受ける事象が発生していたものと判断する。
- (3) 令和6年6月21日（金）から12月4日（水）までの事実経過を踏まえ、学校が一つ一つの事案の解決に向けて、継続的且つ組織的に対応することができていれば、12月4日の事案を未然に防ぐこともできたものと推認する。

5 学校の対応に係る考察（課題や改善すべき点）

(1) 初動の対応について

学校は、事案発生当初に保護者との相談を十分に行わず、「学校いじめ問題対策委員会」での協議を経ないまま、当該児童と対象児童の見守りを継続する対応としたことで、結果的にい

じめの認知が遅れた。

(2) 組織的対応について

繰り返し発生していたいじめと認知し得る当該児童への事象に対して、個別には対応していたものの、組織的ないじめの認知を行っていなかった。

(3) いじめ重大事態発生への対応について

学校いじめ問題対策委員会において、いじめの重大事態発生の判断を行っておらず、いじめ重大事態への対応に時間がかかった。

(4) 家庭との連携について

対象児童の保護者への報告や連絡を行っていたものの、対象児童の保護者にとって十分な連携となっていなかった。

6 再発防止策について

(1) 初動の対応について

対象児童の保護者が警察に被害届を提出することになった場合でも、関係機関や保護者と相談の上で、当該児童のケア、関係児童への指導、他の児童への配慮、保護者への対応などを行うことを確認する。

(2) 組織的対応について

いじめの危機管理意識について、校長自ら先頭に立って再確認し、全教職員で研修・研鑽を重ねるとともに、学校組織全体で丸となっていじめへの対応を行う。いじめやその疑いがある状況について教職員から報告を受けた「学校いじめ問題対策委員会」は、いじめであるかの判断や具体的な対応の在り方等について協議し、校長が決定する。

(3) いじめ重大事態発生への対応について

いじめを「学校いじめ問題対策委員会」で認知することを徹底し、いじめ重大事態が発生した場合は、把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始する。また、学校における対応に困難が生じた場合には、即座に市教育委員会に報告し、指導・助言を受ける。

(4) 家庭との連携

日常的な児童理解や保護者との関係づくりを行い、いじめの訴えがあった場合には、児童に寄り添い、家庭と情報共有し、家庭との信頼関係に基づいた連携と協力の中で解決を図る。

(5) SNSを通じて行われるいじめへの対応

SNS利用に関することを取り扱ったセーフティ教室や、SNS学校ルールの策定を引き続き行うとともに、児童が考えたルールを児童同士で守る雰囲気醸成する取組や、各家庭におけるSNS家庭ルールの策定の励行などの保護者への啓発も行う。

(6) いじめ防止の取組の徹底

児童一人一人の自己肯定感を育み、思いやりの心を育てることや、教員やスクールカウンセラーなどを主とする学校の大人へ相談したり、助けを求めたりできる環境をつくること、児童が主体的且つ友達と協働して取り組む活動を経験させることなどを教育活動に積極的に取り入れていく。

Ⅲ 東大和市立学校における再発防止の取組について

東大和市教育委員会では、以下の内容の取組を推進する。

1 いじめの定義及びいじめへの対応についての教職員の理解増進

- (1) 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省 令和6年8月改訂版)を踏まえた適切な対応について、「東大和市立小・中学校におけるいじめの重大事態対応の手引き」を活用して、各学校の管理職への周知・啓発を図る。
- (2) 生活指導主任会において、いじめ問題に関わる取組の留意事項を伝達するとともに、各校のいじめに関する取組の共有を図り、学校におけるいじめ防止に向けた取組の充実を図る。
- (3) ふれあい月間(年3回)を活用し、いじめ問題を児童生徒に考えさせる契機とするとともに、教職員のいじめに対する認識を振り返る機会とする。

2 法令やガイドラインの理解・啓発

- (1) 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」を活用し、各学校におけるいじめの積極的な認知及び早期発見・早期対応の徹底や、いじめの重大事態の未然防止などの取組について、点検・評価・改善を促進する。
- (2) いじめ防止等の対策を確実に推進するために、東京都教育委員会作成の「いじめ総合対策【第3次】」を活用して、各学校における日常的な自校の取組の点検や不断の検証を推進する。いじめに関する生徒指導の重層的支援構造のうち、課題未然防止教育及び課題早期発見対応について、次の取組を各学校において着実に実施する。

ア いじめの未然防止に関する取組

- ・全ての学級で、年間3回以上、「いじめに関する授業」を実施する。
- ・いずれかの学年で学校や学年の実態等に応じて年間1単位時間以上、「SOSの出し方に関する教育」を実施する。

イ いじめが起こったときの適切かつ迅速な対処について

- ・いじめ問題の対応経過として、全ての事例について、「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式等に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で保管する。
- ・加害の子供や保護者が、被害の子供や保護者に表面的に謝罪して、解決を図らせるような一面的な対応ではなく、可能な限り、学級担任や「学校いじめ対策委員会」のメンバーである教職員と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの子供にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定するようにする。
- ・暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべきであると考えられる事例については、教職員が、所轄警察署や児童相談所等と適切に連携し、加害の子供に対して、指導を行う。